

昭和六十三年郵政省令第四十六号

電気通信事業報告規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十二条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二 四半期 四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各期間をいう。

三 中継電話 他の電気通信事業者との相互接続点相互間の通信を媒介する音声伝送設備であつて、IP電話以外のものをいう。

四 IP電話 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割をいう。

四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役割をいう。

五 衛星移動通信サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信設備であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。

六 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信設備をいう。

七 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート

型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信設備であるものを除く。）をいう。

八 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信設備であるものを除く。）をいう。

九の二 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータと接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。）以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（FTTHア

クセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信設備であるものを除く。）をいう。

クセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信設備であるものを除く。）をいう。

十一 携帯電話・PHSアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

十二 三・九一四世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三の二 ローカル5Gサービス ローカル5G通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。）を用いて提供される電気通信設備をいう。

十四 BWAアクセスサービス 全国BWAアクセスサービス、地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスをいう。

無線アクセスシステム（無線設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるもの（地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十四の三 地域BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、地域広帯域無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する地域広帯域無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十四の四 自営等BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信設備（衛星移動通信サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス及びBWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十六 IP-VPNサービス インターネットプロトコルによるパケットを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信設備をいう。

十七 広域イーサネットサービス イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを

用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十八 アンライセンスLPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六條第四項第一号(一)若しくは(13)若しくは第三号又は第十六條第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの(FWAアクセスサービス及び公衆無線LANアクセスサービスを除く)をいう。

十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備(携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九條の六の十二で定める条件に適合する無線設備(ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。))又は同令第四十九條の二十八、第四十九條の二十九若しくは第四十九條の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。

十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二條第一号に規定する電子メール(次号において同じ。)に係る電気通信役務をいう。

十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信(電子メールを除く。)に係る電気通信役務をいう。

十九の四 検索サービス 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。

記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報(商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。)を記録し、又はその送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者(電気通信事業法第二條第七号イに掲げる者に限る。)間の交流を目的としたもの(当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。)をいう。

二十 国際電話等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。

二十一 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。

二十二 スマートフォン 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン(映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。第二十四号において同じ。)を有するもの(フィーチャーフォンに該当するものを除く。)をいう。

二十三 フィーチャーフォン 電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。

二十四 タブレット データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、タッチスクリーンを有するもの(スマートフォン、フィーチャーフォン及びモバイルルータに該当するものを除く。)をいう。

二十五 モバイルルータ データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、主として他の端末設備のデータ通信を媒介するために用いられるものをいう。

二十六 屋内ルータ 電気通信事業者により特定地点以外での利用が契約約款等により制限された電気通信設備であつて、主としてパケット伝送に係る経路制御を行う機能を有するものをいう。

(電気通信役務契約等状況報告等)  
**第二條** 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第一表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	加入電話	様式番号
電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	第一様式及び第二様式
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	第一様式及び第四様式

公共電話(電気通信事業法施行規則第十四條第二号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。)	PHS	IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。)	ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備
電気通信回線設備を設置して公共電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置してPHSを提供する電気通信事業者	IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者
第二様式	第三様式及び第四様式	第四様式及び第五様式	第五様式	第五様式

衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	二の六式様
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が五万以上であるもの	七の六式様
F T T H アクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF T T H アクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してF T T H アクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にV D S L 設備その他の電気通信設備を用いるF T T H アクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してF T T H アクセスサービスを提供する電気通信事業者）	八の八式様

FWAA サービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置し	二の八式様
C A T V サービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してC A T V アクセスサービスを提供する電気通信事業者	九の九式様
D S L アクセスサービス	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してD S L アクセスサービスを提供する電気通信事業者	三の八式様

ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度（電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項に規定する下り名目速度をいう。）以下この表において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものに（限る。）	てF W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度が毎秒三〇メガビット以上のものに（限る。））を提供する電気通信事業者	二の十式様
携帯電話・P H S アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H S アクセスサービスを提供する電気通信事業者	一の十式様
三・九一四世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	二の十式様
第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	二の二十式様

ローカル5 G サービス	基地局を設置してローカル5 G サービスを提供する電気通信事業者	三の二十式様
全国B W A アクセスサービス	基地局を設置して全国B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	三の三十式様
地域B W A アクセスサービス	基地局を設置して地域B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	二の三十式様
自営等B W A アクセスサービス	基地局を設置して自営等B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	三の三十式様
公衆無線L A N アクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 公衆無線L A N アクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線L A N アクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 二 公衆無線L A N アクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線L A N アクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者	四の四十式様
I P V P N サービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	第式様

広域イーサネットサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（一）、（一三）若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 アンライセンSLPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンSLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第五十二の二	五十
アンライセンSLPWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（一）、（一三）若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 アンライセンSLPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンSLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第五十二の二	五十
サードパーティサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（一）、（一三）若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 アンライセンSLPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンSLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第五十二の二	五十
仮想移動電気通信サービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（一）、（一三）若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 アンライセンSLPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてアンライセンSLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンSLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	様式第五十二の二	五十

ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第五十四の四	五十
電気通信事業法施行規則様式第四の表の二から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。	一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの 三 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業者（以下この条において「第三号事業者」という。）を営む者は、同表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者が卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同法第二条第七	様式第五十四の四	五十

報告対象役務	報告対象事業者	号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	一 九百万未満 二 九百万以上一千万未満 三 一千万以上
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	一 九百万未満 二 九百万以上一千万未満 三 一千万以上
IP電話（当該IP電話の提供のため）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者	一 九百万未満 二 九百万以上一千万未満 三 一千万以上
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	一 九百万未満 二 九百万以上一千万未満 三 一千万以上
FTTHアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者	一 九百万未満 二 九百万以上一千万未満 三 一千万以上

CATVサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者	一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
BWAアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
公衆無線LANアクセスサービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者	一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者	一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
電子メールサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者	一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者



を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信業務の料金の減免その他の経済的利益(当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。)をいう。以下同じ。)の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第三條** 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十二により、毎報告年度経過後一月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告)  
**第三條の二** 電気通信事業法施行規則第二十四條の四第二項の規定により意見受付期間(同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。)を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15 工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日(同項括弧書きの場合及び同令第二十四條の二第一項第三号の規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日(同令第二十四條の四第一項に規定する休日数は算入しない。))前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信業務の業務に係る収益報告等)  
**第四條** 電気通信事業法第十二條の二第四項第二号に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信業務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第四條の二** 電気通信事業法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第

二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告)  
**第四條の三** 電気通信事業法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の三により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告)  
**第四條の四** 電気通信事業法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告)  
**第四條の五** 電気通信事業法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信業務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信業務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。)を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告)  
**第四條の六** 電気通信事業法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動端末設備の取扱状況等報告)  
**第四條の七** 電気通信事業法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、

様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(中古の移動端末設備の取扱状況等報告)  
**第四條の八** 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(卸電気通信業務の提供に関する報告)  
**第四條の九** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信業務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三條第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同令第十二條の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同令第十二号及び第十二の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式)と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信業務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。))向けに提供するものを除く。)をいう。以下同じ。)

**第四條の九** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信業務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三條第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同令第十二條の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同令第十二号及び第十二の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式)と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信業務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。))向けに提供するものを除く。)をいう。以下同じ。)

一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称  
 二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信業務(以下「提供卸電気通信業務」という。)の内容  
 三 当該提供卸電気通信業務に関する料金  
 四 当該提供卸電気通信業務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)  
 五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項  
 六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項  
 七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に係る費用の負担の方法  
 八 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項  
 九 重要通信の取扱方法  
 十 当該提供卸電気通信業務を円滑に提供するために必要な技術的事項  
 十一 提供卸電気通信業務に係る役員利用管理システム(電気通信事業法施行規則第二十三條の九の五第一項第三号に規定する役員利用管理システムをいう。)の機能、料金その他の提供条件  
 十二 提供卸電気通信業務に係るSIMカード(第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四條第二項第三号に規定するSIMカードをいう。)の種類、機能、料金その他の提供条件  
 十三 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信業務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信業務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項  
 十四 有効期間を定めるときは、その期間

前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の十により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の十

一により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信業務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

5 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の十二により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の十二により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

7 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（利用者保護に関する報告）

第四十条の十 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信業務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信業務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十三により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信業務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信業務（別表種類）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信業務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十四により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二條の

二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信業務を提供する電気通信事業者（別表種類）ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信業務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十五により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信業務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四十条の十一 電気通信事業法第二十六条第一項

第一号又は第二号に掲げる電気通信業務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度末における当該事業所（利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行うものに限る。）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信業務の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、当該媒介等の業務については他の媒介等業務受託者に再委託を行っている者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該媒介等業務受託者の名称等を総務大臣に報告しなければならない。

3 前二項の報告は、総務大臣の指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるため、当該方法によることが困難であると総務大臣が認めるときは、これに代えて、様式第二十三の十六により、書面等によることができる。

（外国政府等との協定等の報告）

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十四により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結

し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。（認定電気通信事業者の会計報告）

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条

に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行つていないものは、様式第二十五により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第七條 削除

（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）

第七條の二 電気通信事業者は、災害時優先通信（緊急通報（電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報をいう。）及び電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信業務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の優先的取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的取扱いに関する事項について、様式第二十六の二提出しなければならない。報告した事項を変更するときは災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときは、同様とする。

2 電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行った場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上で、かつ、その時間が二時間以上るときは、当該制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止の時間、程度等実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量

について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行つた日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（事故発生状況の報告）

第七條の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一 電気通信設備の故障により電気通信業務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 当該電気通信業務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）  
ロ 当該電気通信業務の提供の停止時間又は品質の低下を受けた時間が二時間以上のも

二 電気通信設備以外の設備の故障により電気通信業務の提供に支障を来した事故であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 当該電気通信業務の提供に支障を来した事故の影響を受けた利用者（電気通信事業者と電気通信業務の提供に関する契約の締結をしようとする者を含む。）の数が三万以上のもの  
ロ 当該電気通信業務の提供に支障を来した事故により影響を受けた時間が二時間以上のも

2 前項の規定にかかわらず、軽微な事故として総務大臣が別に告示するものについては、提出することを要しない。

（災害対策の報告）  
第七條の四 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信業務を提供する者に限る。）は、災害時においてその取り扱う通信

を確保するための措置について、様式第二十七の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(通信品質の報告)

**第七条の五** 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからへまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(設備容量の報告)

**第七条の六** 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信番号の使用に関する報告)

**第八条** 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末（様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるものについては、当該報告年度）の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第九	当該利用者設備識別番号を受けた電気通信事業者	様式第二十八
規則別表第九		様式第二十八

号に掲げる I M S I を除く。以下この表において同じ。）

他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号（卸電気通信役務の提供を受けた者を除く。）	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者（電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。）	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
--	--	--------------------

当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四
---	--------------------

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

**第九条** 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。）別表第一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定日までの月末の使用状況等に限る。）について、翌月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する

法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日と当たるときは、これらの日の翌日もつて当該日とみなす。）までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)

**第十条** 総務大臣は、第二条、第四条の十第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

(書面等の提出)

**第十一条** 第二条、第三条から第四条の二まで及び第四条の九から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が昭和六十三年九月一日以後である報告書から適用する。

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受ける。この省令の規定によらないことができる。

3 当分の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注1中「別表第9号に掲げる I M S I」とあるのは、「別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第9号に掲げる I M S I」とする。

附則（平成元年八月三日郵政省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

附則（平成二年五月三〇日郵政省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三年四月一日以後である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第四については、報告期限が平成二年十月一日以後である報告書から適用する。

附則（平成七年三月一五日郵政省令第一五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準

適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則（以下「関係省令」という。）に規定する書類の様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

**附則（平成七年三月三〇日郵政省令第三三号）**  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成七年四月一日以後である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第1の1の第1表から第5表までの規定中公衆電話及び簡易型携帯電話に係る部分並びに様式第2の規定中簡易型携帯電話に係る部分については、報告期限が平成八年四月一日以後である報告書から適用する。

**附則（平成七年二月四日郵政省令第八四号）**  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成八年四月一日以降である報告書から適用する。

**附則（平成一〇年四月三〇日郵政省令第四一〇号）**  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十年四月一日以降である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第六及び様式第七については、報告期限が平成十一年一月一日以後である報告書から適用する。

2 第二種電気通信事業者で特別の事情のあるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の定める様式によらないで報告書を提出することができる。

**附則（平成一〇年二月二五日郵政省令第一一一号）抄**  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二二年九月二一日郵政省令第五二二号）抄**  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二二年九月二七日郵政省令第六〇号）抄**  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成二二年九月二七日郵政省令第六〇号）抄**  
(施行期日)

附則（平成一三年八月二四日総務省令第一二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一月二九日総務省令第一四九号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

（経過措置）  
第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新省令」という。）第三条第一項に規定する電気通信事業者は、平成十二年度に係る同項の規定による書面等をこの省令の施行の日から十日以内に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により書面等を提出しなければならない電気通信事業者が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた合併後に存続した法人又は当該合併により設立された法人である場合は、当該合併により消滅した法人（当該消滅した法人がその間にされた他の合併後に存続した法人又は当該他の合併により設立された法人である場合は、当該他の合併により消滅した法人を含む）に関する同項の規定による書面等をあわせて提出しなければならない。

附則（平成一四年一〇月一七日総務省令第一〇八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）  
第七条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下この条において「新報告規則」という。）の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日以前の事項に関する報告については、なお従前の例による。ただし、新報告規則第三条第一項については、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

2 新報告規則第六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。  
3 この省令の施行前に開始した緊急通報の取扱に関する新報告規則第七条の規定の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号）の施行の日から三月以内」とする。  
4 電気通信事業者で特別な事情があるものは、平成十六年九月末までにその旨を総務大臣に届けて、平成十六年六月末の状況に係る新報告規則第二条第一項の規定による報告をしないことができる。

附則（平成一七年二月二四日総務省令第一六号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一七年九月二二日総務省令第一四〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一八年二月六日総務省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一八年三月二四日総務省令第三三三号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
3 改正後の電気通信事業報告規則第九条の規定は、平成十八年六月末の電気通信番号（新算定規則別表第十一に掲げる電気通信番号をいう。以下同じ。）に係る報告及び平成十九年一月末以降の電気通信番号に係る報告から適用する。

附則（平成一九年三月三〇日総務省令第四八号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十九年四月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成一九年一月二二日総務省令第一三九号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二〇年四月二八日総務省令第五四号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成二一年一月二二日総務省令第一一〇号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年一月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成二二年四月一日総務省令第三九号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年七月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成二二年六月二六日総務省令第六七号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十七号）の施行の日から起算して三月を経過する日まで」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

附則（平成二三年四月二七日総務省令第四二号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置等）  
5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成二四年七月二二日総務省令第六九号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。  
（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）  
1

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。  
3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセス

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以後である報告から適用する。  
7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。  
附則（平成二四年七月二七日総務省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十四年十月一日以降である報告から適用する。  
附則（平成二四年一月二二日総務省令第一〇二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二五年二月二七日総務省令第九号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以降である報告から適用する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。  
3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセス

セササービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第一号に規定する携帯電話・PHSアクセササービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセササービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセササービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

5 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセササービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセササービスを提供している者(附則第三項に規定する者を除く。)又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセササービスを提供している者(附則第四項に規定する者を除く。)は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

**附則 (平成二五年九月一〇日総務省令第八七号)**

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、報告期限が平成二五年十月一日以降である報告から適用する。

**(経過措置)**

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

**附則 (平成二六年一月一五日総務省令第二号) 抄**

第一条 (施行期日) この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

**附則 (平成二六年三月一九日総務省令第一六号)**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二六年四月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二七年三月六日総務省令第二号) 抄**

第一条 (施行期日) この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

**(経過措置)**

第五条 第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二八年四月一日以後である報告から適用する。

**附則 (平成二七年三月二五日総務省令第二号)**

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第二条の二及び第十条の規定については、報告期限が平成二七年七月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二七年三月三〇日総務省令第三号)**

この省令は、平成二七年四月一日から施行し、報告期限が平成二七年七月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二七年一〇月一日総務省令第八七号)**

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二八年四月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二八年三月二二日総務省令第三号) 抄**

1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二八年四月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二八年三月二八日総務省令第二九号)**

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二八年四月一日以降である報告から適用する。

**附則 (平成二八年三月二九日総務省令第三〇号) 抄**

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二八年五月二十一日)から施行する。

**(経過措置)**

21 第五条の規定による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

22 その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度(電気通信事業報告規則第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。)及び前々報告年度に係る同令第三条第二項の規定による書面等を施行日から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

23 附則第二十一項の規定にかかわらず、その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度に係る新報告規則第四条の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

**附則 (平成二八年五月一九日総務省令第五七号)**

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年五月二十一日)から施行する。

**附則 (平成二八年五月二五日総務省令第五九号)**

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二八年十月一日(この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)第四条の六第一項の規定については、平成二八年六月一日)以降である報告から適用する。

2 報告期限が平成二八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。

3 報告期限が平成二九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二十三の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成二八年総務省令第五十九号) 附則様式」とする。

様式

様式  
様式第一号

電報解読に関する契約状況変更報告書

事業者  
法人番号

電報番号  
電報サービスアドレス

電報解読ができる新契約の開始日  
電報解読できない新契約の開始日

事業者  
法人番号

1 ユービズの設備機能に設置する内容でこの欄を記入すること。なお、設備内容により報告されるユービズ機能は別記に区分する場合は、それぞれに区分ごとに、「備考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して添付することとする。

2 新契約の日は、変更開始及び旧契約の引当の開始の日。

3 当該予て変更のある場合は、「備考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本二葉規格A4とすること。

電報番号  
電報サービスアドレス

電報解読の適用がされる新契約の開始日  
電報解読がされない新契約の開始日

事業者  
法人番号

1 ユービズの設備機能に設置する内容でこの欄を記入すること。なお、設備内容により報告されるユービズ機能は別記に区分する場合は、それぞれに区分ごとに、「備考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して添付することとする。

2 新契約の日は、変更開始及び旧契約の引当の開始の日。

3 当該予て変更のある場合は、「備考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本二葉規格A4とすること。

附 則（平成二八年二月九日総務省令第九号）抄

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二八日総務省令第六八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

7 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

附 則（平成二九年一月一九日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一九日総務省令第九号）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる様式は、報告期限が当該各号に掲げる日以降である報告から適用する。

- 一 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）様式第一、様式第八、様式第八の二、様式第八の三、様式第十三、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の三の二、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第二十三の十一、平成三十年四月一日
- 二 新報告規則様式第二十の二及び様式第二十の三、平成三十年七月一日

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成三〇年六月二八日総務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成三一年三月八日総務省令第一五号）抄

1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日（附則第三条において「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がこの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であつて第二条新施行規則第二十四条から第二十四条の四までの規定及び第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第三条の二の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定める機能とみなす。

附 則（平成三一年三月二六日総務省令第二三号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一四日総務省令第五号）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八号の規定は、報告期限が令和二年四月一日（様式第二十八第三表については、令和三年四月一日）以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二七日総務省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が令和元年七月一日以降である報告から適用する。ただし、新報告規則様式第三十は、報告

期限が同年十月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現に電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供している電気通信事業者は、平成三十一年三月末の中古の移動端末設備の代替機等での利用台数及び在庫台数について、令和二年六月末までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

附則 (令和元年六月二十八日総務省令第一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年九月六日総務省令第三九号)

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第五号)の施行の日(令和元年十月一日)から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和元年九月一三日総務省令第四三三号)

1 (施行期日) この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第五号)の施行の日(令和元年十月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

2 この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。

附則 (令和元年九月二七日総務省令第四五号) 抄

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

附則 (令和元年二月二五日総務省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月二七日総務省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第十条及び様式第三十の規定は、報告期限が令和二年一月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和二年一月二七日総務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービス又は同項第十四号の三に規定する地域BWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附則 (令和二年九月二十九日総務省令第九三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二三日総務省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年三月一五日総務省令第二〇号)

この省令は、令和三年四月一日から施行し、報告期限が令和四年四月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和三年三月一五日総務省令第二二二号) 抄

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月一九日総務省令第二三三号) 抄

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

附則 (令和四年二月二八日総務省令第七号) 抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月三〇日総務省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年九月八日総務省令第六一号)

この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和五年一月一六日総務省令第二二二号) 抄

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行(施行期日)

の日(令和五年六月十六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業者(次項において「第三号事業者」という。)を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和五年総務省令第二号)の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは、「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役員についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役員について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業者を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役員について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

附則 (令和五年二月二三日総務省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年四月二七日総務省令第四二二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年六月二日総務省令第五一号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和六年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)

二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

附則 (令和五年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

附則 (令和五年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

附則 (令和五年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

附則 (令和五年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。

附則 (令和五年五月一九日総務省令第四六号)

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年六月十六日)から施行する。

附則 (令和五年六月二日総務省令第五一号) 抄

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(次条第五項において「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月十六日)から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則(次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。)の第十四条の三第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十一の二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和五年二月二六日総務省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

附則 (令和六年五月二九日総務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

- 三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役割
- 四 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役割である無線インターネット専用サービスの役割であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができず期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの
- 五 F T T H アクセスサービス
- 六 C A T V アクセスサービス
- 七 第五号に掲げる電気通信業務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信業務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス
- 八 第十号に掲げる電気通信業務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役割であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信業務の提供に関する契約を解除しないことができるもの
- 九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送業務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役割
- 十 D S L アクセスサービス
- 十一 P H S 端末サービスの役割
- 十二 公衆無線LANアクセスサービス
- 十三 F W A アクセスサービス
- 十四 I P 電話サービス
- 十五 第一号から第四号までに掲げる役割であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの
- 十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役割以外の仮想移動電気通信サービスの役割
- 十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役割以外のインターネット接続サービスの役割

- 備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役割（次に掲げる役割を除く。以下この号において同じ。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信業務をいう。）の役割
- 二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役割の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割及び当該役割の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役割であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送業務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用し提供されるもの）であつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者から即電気通信業務の提供を受けたことにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの
- 三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（無線利用者設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信業務であつて、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信業務に係る基地局を設置せず提供されるもの（当該電気通信業務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）
- 四 P H S 端末サービス P H S の役割及び P H S 端末からのインターネット接続サービス（無線端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した P H S 端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信業務をいう。）の役割
- 五 D S L アクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割

- 六 F T T H アクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割（共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）
- 七 C A T V アクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割（前号に掲げる役割であるものを除く。）
- 八 公衆無線LANアクセスサービス 無線端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割（携帯電話端末サービス、無線インターネット専用サービス及び P H S 端末サービスの役割を除く。）
- 九 F W A アクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割
- 十 I P 電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供される電話の役割
- 十一 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信業務

様式第1（第2条第1項関係）

電気通信設備の保有者（権利者）

電気通信設備の保有者（権利者）

サービスの種類	加入者数（単位：千回線）			合計
	業務用	住宅用	公共用	
インターネットサービス				
無線LANサービス				
その他				

備考

- 加入者数は、加入者がデジタルサービスに加入していること、及び加入者がデジタルサービスに加入していること、及び加入者がデジタルサービスに加入していること。
- 業務用とは、事業者が特定用途の区分がある場合に、「事業者」の欄に「住宅用」の欄に比べて記載すること、なお、当該区分が同一の場合は「公共用」の欄に記入すること。
- 加入者数は、加入者の種類はインターネットの接続に、等を電算機で接続すること。
- 加入者数は、日本標準時を標準とする。

電気通信設備の保有者（権利者）

電気通信設備の保有者（権利者）

サービスの種類	加入者数（単位：千回線）			合計
	業務用	住宅用	公共用	
インターネットサービス				
無線LANサービス				
その他				

年 次				
参考年度				

- 1) 01(電送)及び02(アナログ)通話サービスでこの通話となること。
- 2) 総合デジタル通話サービスについて記載する場合は、インターネットの種別ごとに別帳とする。
- 3) 業務時間外については業務時間及び地域別の区分がある場合は、「業務時間」の欄及び「地域別」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合は「区分なし」の欄に記載すること。
- 4) 番号ドメインドメイン機能(接続料機能)又は2桁電話番号(4桁)番号の表示の項に記載するもの以外、以下(第1)～(第4)を同時にサービスを提供している場合は、「備考事項」の項に記載すること。当該区分がない場合は「区分なし」の欄に記載すること。
- 5) 区分があるもののほか、追加サービス事項がある場合は、「備考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 7) 記載する通話時間内において、停を発生した場合、停を発生増減すること。
- 8) 用紙の欠きは、日本標準時刻加算とする。

様式第2 (第2条第1項関係)

様式第2(第2条第1項関係)

電送通話サービス別通話料 通話時間別別帳		平成31年度用
サービスの種類		通話料
区 分		合計
通話時間	第一種通話時間	第二種通話時間
	第一種通話時間	第二種通話時間
通話料	前月	前月
	前月	前月
合計	前月	前月
	前月	前月

- 1) アナログ通話及びデジタル通話サービスでこの通話となること。
- 2) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算の標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 3) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 4) 「区分」の欄には、「第一種通話時間」、「第二種通話時間」、「地域別」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合は「区分なし」の欄に記載すること。
- 5) 「備考事項」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 6) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 7) 記載する通話時間内において、停を発生した場合、停を発生増減すること。
- 8) 用紙の欠きは、日本標準時刻加算とする。

- 7) 「備考事項」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 8) 「区分」の欄には、「第一種通話時間」、「第二種通話時間」、「地域別」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合は「区分なし」の欄に記載すること。
- 9) 「備考事項」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 10) 記載する通話時間内において、停を発生した場合、停を発生増減すること。
- 11) 用紙の欠きは、日本標準時刻加算とする。

様式第2

電送通話サービス別通話料 通話時間別別帳		平成31年度用
サービスの種類		通話料
区 分		合計
通話時間	第一種通話時間	第二種通話時間
	第一種通話時間	第二種通話時間
通話料	前月	前月
	前月	前月
合計	前月	前月
	前月	前月

- 1) 電送通話サービス別通話料(第2条第1項関係)の電送通話サービスでこの通話となること。
- 2) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算の標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 3) 「通話時間」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 4) 「区分」の欄には、「第一種通話時間」、「第二種通話時間」、「地域別」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合は「区分なし」の欄に記載すること。
- 5) 「備考事項」の欄に記載する通話時間の欄等は、日本標準時刻加算に規定する標準時刻(以下「標準時刻」)と、1分未満の単位(以下「1分未満の単位」と)による通話時間となること。
- 6) 用紙の欠きは、日本標準時刻加算とする。



様式第4 (第2条第1項関係) (印刷用) (※電通省への提出用)

第1表

電気通信設備の貸付状況  
電気通信事業者の貸付状況

年 月 日現在

サービスの種類 業種

借受先	業 種		合 計
	業 種	数	
合 計			

- 1 「貸付状況」欄に「電気通信事業者が貸付している電気通信設備」の貸付状況を記載すること。
- 2 「借受先」欄に記載する借受先は、日本電気株式会社の子会社を除く。
- 3 記載する借受先は、貸付状況の記載に、貸付先が電気通信事業者の子会社であることを示す。
- 4 関係の状況は、日本電気株式会社の子会社とする。

様式第5 (第2条第1項関係) (印刷用) (※電通省への提出用)

第2表

電気通信設備の貸付状況  
電気通信事業者の貸付状況

年 月 日現在

サービスの種類 業種

借受先	業 種		合 計
	業 種	数	
合 計			

- 1 「貸付状況」欄に「電気通信事業者が貸付している電気通信設備」の貸付状況を記載すること。
- 2 「借受先」欄に記載する借受先は、日本電気株式会社の子会社を除く。
- 3 記載する借受先は、貸付状況の記載に、貸付先が電気通信事業者の子会社であることを示す。
- 4 関係の状況は、日本電気株式会社の子会社とする。

様式第5 (第2条第1項関係) (印刷用) (※電通省への提出用)

第3表

電気通信設備の貸付状況  
電気通信事業者の貸付状況

年 月 日現在

サービスの種類 業種

借受先	業 種		合 計
	業 種	数	
合 計			

- 1 「貸付状況」欄に「電気通信事業者が貸付している電気通信設備」の貸付状況を記載すること。
- 2 「借受先」欄に記載する借受先は、日本電気株式会社の子会社を除く。
- 3 記載する借受先は、貸付状況の記載に、貸付先が電気通信事業者の子会社であることを示す。
- 4 関係の状況は、日本電気株式会社の子会社とする。

様式第5 (第2条第1項関係) (印刷用) (※電通省への提出用)

第4表

電気通信設備の貸付状況  
電気通信事業者の貸付状況

年 月 日現在

サービスの種類 業種

借受先	業 種		合 計
	業 種	数	
合 計			

- 1 「貸付状況」欄に「電気通信事業者が貸付している電気通信設備」の貸付状況を記載すること。
- 2 「借受先」欄に記載する借受先は、日本電気株式会社の子会社を除く。
- 3 記載する借受先は、貸付状況の記載に、貸付先が電気通信事業者の子会社であることを示す。
- 4 関係の状況は、日本電気株式会社の子会社とする。

様式第5の2 (第2条第1項関係) 電気通信事業者の電気設備

電気通信事業者の電気設備  
月 日 日 月 日 日 日

サービスの種類		サービス		サービス	
種	目	種	目	種	目
合	計				
合	計				

1. サービスの提供状況の概要を記載すること。
2. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の電気設備の取扱い」に基づき、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の電気設備の取扱い」に基づき記載すること。
3. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の電気設備の取扱い」に基づき記載すること。
4. 記載する事項の取扱い状況は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の電気設備の取扱い」に基づき記載すること。
5. 掲載の次序並びに、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の電気設備の取扱い」に基づき記載すること。

様式第6 (第2条第1項関係) 電気通信事業者の電気設備

電気通信事業者の電気設備  
月 日 日 月 日 日 日

サービスの種類		サービス		サービス	
種	目	種	目	種	目
合	計				
合	計				

1. 無線設備の取扱い状況の概要を記載すること。
2. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の無線設備の取扱い」に基づき記載すること。
3. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の無線設備の取扱い」に基づき記載すること。
4. 記載する事項の取扱い状況は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の無線設備の取扱い」に基づき記載すること。
5. 掲載の次序並びに、日本郵政公社の定める「電気通信事業者の無線設備の取扱い」に基づき記載すること。

様式第7 (第2条第1項関係) 電気通信事業者の電気設備

電気通信事業者の電気設備  
月 日 日 月 日 日 日

サービスの種類		サービス		サービス	
種	目	種	目	種	目
合	計				
合	計				

1. インターネット接続サービスの提供状況を記載すること。
2. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱い」に基づき記載すること。
3. 「提供状況」の欄に記載する内容は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱い」に基づき記載すること。
4. 記載する事項の取扱い状況は、日本郵政公社の定める「電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱い」に基づき記載すること。
5. 掲載の次序並びに、日本郵政公社の定める「電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱い」に基づき記載すること。

6. 掲載の取扱い状況を記載すること。
7. 掲載の取扱い状況を記載すること。
8. 掲載の取扱い状況を記載すること。
9. 掲載の取扱い状況を記載すること。
10. 掲載の取扱い状況を記載すること。





様式第10 (第2条第1項関係)

様式第10 (第2条第1項関係)

電気通信事業者の電気設備  
都道府県別電気設備の数

単位 台

年月日

調査年度

都道府県	調査年度			
	昭和	平成	令和	合計
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
岐阜県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
大分県				
熊本県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計				

- 1 本表は、電気通信事業者が電気設備の数を調査する目的で調査したものである。調査結果は、電気通信事業者の電気設備の数を調査する目的で提供される電気設備の数の統計資料とする。
- 2 調査年度は、前年度に改定された調査年度とする。
- 3 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄に当該調査年度の調査結果を記載する。
- 4 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄にその内容を記載する。
- 5 「調査年度」及び「調査年度」の欄は、必要に応じて、適宜記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本製紙規格に準ずること。

様式第10の2 (第2条第1項関係)

様式第10の2 (第2条第1項関係)

電気通信事業者の電気設備  
都道府県別電気設備の数

単位 台

年月日

調査年度

都道府県	調査年度			
	昭和	平成	令和	合計
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
岐阜県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
大分県				
熊本県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計				

- 1 本表は、電気通信事業者が電気設備の数を調査する目的で調査したものである。調査結果は、電気通信事業者の電気設備の数を調査する目的で提供される電気設備の数の統計資料とする。
- 2 調査年度は、前年度に改定された調査年度とする。
- 3 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄に当該調査年度の調査結果を記載する。
- 4 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄にその内容を記載する。
- 5 「調査年度」及び「調査年度」の欄は、必要に応じて、適宜記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本製紙規格に準ずること。

様式第11 (第2条第1項関係)

様式第11 (第2条第1項関係)

電気通信事業者の電気設備  
都道府県別電気設備の数

単位 台

年月日

調査年度

都道府県	調査年度			
	昭和	平成	令和	合計
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
岐阜県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
大分県				
熊本県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計				

- 1 本表は、電気通信事業者が電気設備の数を調査する目的で調査したものである。調査結果は、電気通信事業者の電気設備の数を調査する目的で提供される電気設備の数の統計資料とする。
- 2 調査年度は、前年度に改定された調査年度とする。
- 3 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄に当該調査年度の調査結果を記載する。
- 4 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄にその内容を記載する。
- 5 「調査年度」及び「調査年度」の欄は、必要に応じて、適宜記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本製紙規格に準ずること。

様式第12 (第2条第1項関係)

様式第12 (第2条第1項関係)

電気通信事業者の電気設備  
都道府県別電気設備の数

単位 台

年月日

調査年度

都道府県	調査年度			
	昭和	平成	令和	合計
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
岐阜県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
大分県				
熊本県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計				

- 1 本表は、電気通信事業者が電気設備の数を調査する目的で調査したものである。調査結果は、電気通信事業者の電気設備の数を調査する目的で提供される電気設備の数の統計資料とする。
- 2 調査年度は、前年度に改定された調査年度とする。
- 3 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄に当該調査年度の調査結果を記載する。
- 4 調査年度が令和元年(平成三十一年)に改定された調査年度には、「参考事項」の欄にその内容を記載する。
- 5 「調査年度」及び「調査年度」の欄は、必要に応じて、適宜記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本製紙規格に準ずること。



様式第13（第2条第1項関係）

電気通信設備の取扱い報告書  
報告書

電気通信事業者  
株式会社  
年月日

事業者名  
法人番号

報告書	報告書	報告書

- 1 報告書は、継続的かつ定期的に発生する利用状況報告として提供する場合に、利用状況報告書（サービス）により報告を行うサービスを含む）の提供は、以下のとおりとする。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線を契約書として報告すること。
- 3 他社電気通信事業者に対し、回線設備の取扱いを提供している場合は、当該電気通信事業者の契約書と、回線設備の取扱いの提供を受けるサービスに関する契約書に提供される場合は、当該電気通信事業者の契約書に基づき報告することとする。
- 4 他社電気通信事業者に対し、回線設備の取扱いを提供している場合は、当該回線設備を保有する電気通信事業者の契約書及び回線の取扱いに関する契約書に基づき報告することとする。「参考事項」の項に当該電気通信事業者の契約書及び回線の取扱いに関する契約書を添付すること。
- 5 継続的かつ定期的に提供しているサービスがある場合は、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。
- 6 当該契約書に基づき提供しているサービスがある場合は、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。
- 7 法律事務所等がシステムを構築するシステム開発プロジェクトは、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。

- 8 ほかの法に基づき定められているものは、当該サービス事業者がある場合は、「参考事項」の項に記載すること。
- 9 「報告書」の項に記載する電気通信事業者は、日本電気通信事業者協会のメンバーの報告書の項に記載すること。
- 10 記載する事業者の取扱いに、項を記載すること。
- 11 掲載の大きさは、日本電気通信事業者協会の規定とする。

様式第13

電気通信設備の取扱い報告書  
報告書

電気通信事業者  
株式会社  
年月日

事業者名  
法人番号

報告書	報告書	報告書

- 1 報告書は、継続的かつ定期的に発生する利用状況報告として提供する場合に、利用状況報告書（サービス）により報告を行うサービスを含む）の提供は、以下のとおりとする。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線を契約書として報告すること。
- 3 他社電気通信事業者に対し、回線設備の取扱いを提供している場合は、当該電気通信事業者の契約書と、回線設備の取扱いの提供を受けるサービスに関する契約書に提供される場合は、当該電気通信事業者の契約書に基づき報告することとする。
- 4 他社電気通信事業者に対し、回線設備の取扱いを提供している場合は、当該回線設備を保有する電気通信事業者の契約書及び回線の取扱いに関する契約書に基づき報告することとする。「参考事項」の項に当該電気通信事業者の契約書及び回線の取扱いに関する契約書を添付すること。
- 5 継続的かつ定期的に提供しているサービスがある場合は、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。
- 6 当該契約書に基づき提供しているサービスがある場合は、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。
- 7 法律事務所等がシステムを構築するシステム開発プロジェクトは、「参考事項」の項に当該契約書も添付すること。

- 8 ほかの法に基づき定められているものは、当該サービス事業者がある場合は、「参考事項」の項に記載すること。
- 9 「報告書」の項に記載する電気通信事業者は、日本電気通信事業者協会のメンバーの報告書の項に記載すること。
- 10 記載する事業者の取扱いに、項を記載すること。
- 11 掲載の大きさは、日本電気通信事業者協会の規定とする。

様式第13の2(第2条第1項関係)  
別表

電気通信事業者の電気通信設備 の提供に関する事項					年	日	頁
サービスの種類(設備の種類)					事業者名 (法人番号)		
都	道	府	県	特	区	市	町

- 1 契約書には、継続的な契約関係を旨とする旨の記載を付して提供するサービスが「サービス」であることを記載するサービス(以下「サービス」という)の提供に関する事項を記載するものとする。
- 2 一契約で複数の回線を保有する契約の形態の場合は、当該回線を契約数として算定すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 4 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 5 当該サービスが「サービス」に提供しているサービスである場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 6 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 7 当該契約が「サービス」である場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 8 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 9 「事業者」の欄に記載する事業者の欄には、日本郵政株式会社を第一の事業者とする。
- 10 記載する事業者の欄は、項を記載すること。
- 11 記載のときは、日本郵政株式会社とする。

別表

電気通信事業者の電気通信設備 の提供に関する事項					年	日	頁
サービスの種類(設備の種類)					事業者名 (法人番号)		
都	道	府	県	特	区	市	町

- 1 契約書には、継続的な契約関係を旨とする旨の記載を付して提供するサービスが「サービス」であることを記載するサービス(以下「サービス」という)の提供に関する事項を記載するものとする。
- 2 一契約で複数の回線を保有する契約の形態の場合は、当該回線を契約数として算定すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 4 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 5 当該サービスが「サービス」に提供しているサービスである場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 6 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 7 当該契約が「サービス」である場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 8 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 9 「事業者」の欄に記載する事業者の欄には、日本郵政株式会社を第一の事業者とする。
- 10 記載する事業者の欄は、項を記載すること。
- 11 記載のときは、日本郵政株式会社とする。

様式第13の3(第2条第1項関係)  
別表

電気通信事業者の電気通信設備 の提供に関する事項					年	日	頁
サービスの種類(設備の種類)					事業者名 (法人番号)		
都	道	府	県	特	区	市	町

- 1 契約書には、継続的な契約関係を旨とする旨の記載を付して提供するサービスが「サービス」であることを記載するサービス(以下「サービス」という)の提供に関する事項を記載するものとする。
- 2 一契約で複数の回線を保有する契約の形態の場合は、当該回線を契約数として算定すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 4 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の回線数から当該契約に係る回線数を差し引くこととする。なお、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする場合は、当該電気通信事業者の回線数を当該契約に係る回線数として算定することとする。
- 5 当該サービスが「サービス」に提供しているサービスである場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 6 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 7 当該契約が「サービス」である場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 8 当該契約により提供しているサービスがある場合は、「事業者」の欄に当該契約の数を記載すること。
- 9 「事業者」の欄に記載する事業者の欄には、日本郵政株式会社を第一の事業者とする。
- 10 記載する事業者の欄は、項を記載すること。
- 11 記載のときは、日本郵政株式会社とする。



様式第15の2(第2条第1項関係) 申請書(申請先:電力会社) 申請書(申請先:電力会社)

電気通信設備の取組状況報告書

事業者名 法人番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

- 1 「取組状況」の項には、自ら設置した電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 2 他が電気通信事業者に対して、電気通信設備の取組状況又は電気通信設備の取組状況の自己調査した調査結果を交付している場合は、「備考事項」の項に「電気通信事業者の委託に委託している電気通信事業者」と記載すること。
- 3 他が電気通信事業者から、電気通信設備の取組状況又は電気通信設備の取組状況の自己調査の結果を交付している場合は、「備考事項」の項に「電気通信事業者の委託に委託している電気通信事業者」と記載すること。
- 4 他と委託している受託者のほか、委託する事業者がある場合は、「備考事項」の項にその内数を記載すること。
- 5 用語のたきとは、日本電気規格を有することを指す。

電気通信設備の取組状況報告書

事業者名 法人番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

- 1 「取組状況」の項には、電線回線に接続された電気通信設備の取組状況について、自ら設置した電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 2 他が電気通信事業者に対して、電気通信設備の取組状況又は電気通信設備の取組状況の自己調査した調査結果を交付している場合は、「備考事項」の項に「電気通信事業者の委託に委託している電気通信事業者」と記載すること。
- 3 他が電気通信事業者から、電気通信設備の取組状況又は電気通信設備の取組状況の自己調査の結果を交付している場合は、「備考事項」の項に「電気通信事業者の委託に委託している電気通信事業者」と記載すること。
- 4 他と委託している受託者のほか、委託する事業者がある場合は、「備考事項」の項にその内数を記載すること。
- 5 用語のたきとは、日本電気規格を有することを指す。

- 6 区分のうち、「無線タイプ」の欄については、無線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 7 区分のうち、「有線タイプ」の欄については、有線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 8 区分のうち、「無線タイプ」の欄については、無線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 9 区分のうち、「有線タイプ」の欄については、有線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 10 区分のうち、「無線タイプ」の欄については、無線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 11 「2」の事業者名及び法人番号については、電気通信設備の取組状況報告書の取組状況報告書に記載している事業者名及び法人番号を記載すること。
- 12 用語のたきとは、日本電気規格を有することを指す。

様式第15の3の2(第2条第1項関係) 申請書(申請先:電力会社) 申請書(申請先:電力会社)

電気通信設備の取組状況報告書

事業者名 法人番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

事業所名 事業所番号

- 1 「事業者名」の項には、電気通信設備の取組状況報告書の取組状況報告書に記載している事業者名及び法人番号を記載すること。
- 2 「2」の事業者名及び法人番号については、電気通信設備の取組状況報告書の取組状況報告書に記載している事業者名及び法人番号を記載すること。
- 3 区分のうち、「無線タイプ」の欄については、無線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 4 区分のうち、「有線タイプ」の欄については、有線タイプを使用して電気通信設備を有する基地局の数を記載すること。
- 5 用語のたきとは、日本電気規格を有することを指す。





- 9. 電力中央取引場の電気送配事業者は電気送配事業者の一部を募集した場合は、その募集された事業者について開示したものを記載すること。この場合は、その旨を記載すること。
- 10. 「開採時間」の項及び欄は、必要に応じ、適宜欄する。
- 11. 頁数の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

様式第17(第1条第7項関係)

電力送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電気送配事業の状況報告書  
報告期間

平成31年度  
報告日 〇月〇日

電力中央取引場の電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書

送配事業者名	報告対象の送配事業者名	報告期間(日)	報告時間(時)	送配事業者名(注1)	報告時間(時)
合計					

- (注) 1. 電力中央取引場の電気送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
2. 報告対象の送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
3. 「開採時間」の項及び欄は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
4. 「開採時間」及び「開採場所」の項は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
5. 「開採時間」の項には、必要に応じて、開採時間を併記し、その旨を記載すること。  
6. 頁数の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

様式第17(第2条第7項関係)

電力送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
報告期間

平成31年度  
報告日 〇月〇日

電力中央取引場の電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書

送配事業者名	報告対象の送配事業者名	報告期間(日)	報告時間(時)	送配事業者名(注1)	報告時間(時)
合計					

- (注) 1. 電力中央取引場の電気送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
2. 報告対象の送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
3. 「開採時間」の項及び欄は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
4. 「開採時間」及び「開採場所」の項は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
5. 「開採時間」の項には、必要に応じて、開採時間を併記し、その旨を記載すること。  
6. 頁数の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

電力送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電力送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
報告期間

平成31年度  
報告日 〇月〇日

電力中央取引場の電気送配事業者の電気送配事業の状況報告書  
電力送配事業者の電気送配事業の状況報告書

送配事業者名	報告対象の送配事業者名	報告期間(日)	報告時間(時)	送配事業者名(注1)	報告時間(時)
合計					

- (注) 1. 電力中央取引場の電気送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
2. 報告対象の送配事業者は電力中央取引場の電気送配事業者に限る。)  
3. 「開採時間」の項及び欄は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
4. 「開採時間」及び「開採場所」の項は、必要に応じ、適宜欄する。この場合は、その旨を記載すること。  
5. 「開採時間」の項には、必要に応じて、開採時間を併記し、その旨を記載すること。  
6. 頁数の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。













様式第23の2(第4条の2関係)

様式第23の2(第4条の2関係) (申請書提出用) (申請書提出用)

電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書

提出日 提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第23の3(第4条の3関係)

様式第23の3(第4条の3関係) (申請書提出用) (申請書提出用)

電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書

提出日 提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

1. 本欄に記載する情報は、提出者印を捺印して、提出者印の欄に捺印して提出すること。
2. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書に記載すること。
3. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
4. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
5. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
6. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
7. 提出日及署名がある場合には、「提出者」の欄にその旨を記載すること。
8. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第23の4(第4条の4関係)

様式第23の4(第4条の4関係) (申請書提出用)

電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書

提出日 提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

1. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書に記載すること。
2. 提出日及署名がある場合には、「提出者」の欄にその旨を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第23の5(第4条の5関係)

様式第23の5(第4条の5関係) (申請書提出用)

電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書

提出日 提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

提出者  
提出者印

1. 本欄に記載する情報は、提出者印を捺印して、提出者印の欄に捺印して提出すること。
2. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、電気通信事業者の電気通信設備の設置場所に関する報告書に記載すること。
3. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
4. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
5. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
6. 「電気通信設備」の欄に記載する情報は、「電気通信設備」の欄に記載すること。
7. 提出日及署名がある場合には、「提出者」の欄にその旨を記載すること。
8. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

項は、特許権の購入等を伴うことを条件とした買取りに関する特許権の購入等  
 代の取引の取扱い及び取引の取扱いを記載すること。  
 7 特許権の買取り又はその権利取得の購入等を伴うたしもの取扱い、3)の  
 取扱い等並びに、特許権の買取り又はその権利取得の購入等を伴うたしもの取扱い、並びに  
 特許権取得後の特許権に関する取引の取扱いを記載することを条件とした特許権の買取り等  
 取扱いの取扱い等の取扱い等、4)の特許権取得後の特許権の取扱い等を記載すること。  
 8 買取り又は、番号データベースにより特許権取得後の特許権に関する取引の取  
 扱い等することを条件として取扱いすることとし、又は取扱い等について記載すること。  
 9 上記及び前記に定めるもののほか、取扱いすべき事項がある場合は、「備考事項」の  
 欄にその内容を記載すること。  
 10 買取りのときは、日本産業機械と称すること。

様式第23の6 (第4条の6関係)

電気通信事業法の施行規則(特許) (特許権の買取り等)  
 (電気通信事業法の施行規則(特許)の施行期日等)  
 年度: 年度 頁: 頁

区分	特許				
	特	許	買	取	等
電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)					
電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)					
電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)					
電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(4)					
電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(5)					
備考事項					

1) 本欄に記載する特許は、買取りを前提として、特許権に限定し、又は特許権  
 以外の権利を伴うこととし、特許権に限定した買取りの特許権を指す。上記の特許  
 権には、特許権の特許権を特許権に譲渡した特許権を指す。この場合において、  
 買取りの特許権の買取り等により特許権を譲渡するときは、特許権の特許権の特許  
 権、特許権及び「特許」の特許権の特許権に由来した特許権、「備考事項」の  
 項にその買取りの特許権を記載すること。  
 2) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 3) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 4) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 5) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(4)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(4)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権

又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)の  
 項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 6) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 7) 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 8) 買取りのときは、日本産業機械と称すること。

様式第23の7 (第4条の7関係)

電気通信事業法の施行規則(特許) (特許権の買取り等)  
 (電気通信事業法の施行規則(特許)の施行期日等)  
 年度: 年度 頁: 頁

区分	特許				
	特	許	買	取	等
特許権					
スマートフォン					
タブレット					
モバイルルータ					
備考事項					

1) 本欄に記載する特許は、買取りを前提として、特許権に限定し、又は特許権  
 以外の権利を伴うこととし、特許権に限定した買取りの特許権を指す。上記の特許  
 権には、特許権の特許権を特許権に譲渡した特許権を指す。この場合において、  
 買取りの特許権の買取り等により特許権を譲渡するときは、特許権の特許権の特許  
 権、特許権及び「特許」の特許権の特許権に由来した特許権、「備考事項」の  
 項にその買取りの特許権を記載すること。  
 2) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(1)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 3) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(2)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 4) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(3)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権  
 5) 電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(4)の特許権の特許権の特許権、  
 又は特許の特許権は、「電気通信事業法施行規則第22条の2の4項(特許)イ(4)  
 の項に当該特許権の特許権及び特許権の特許権の特許権の特許権の特許権の特許権



様式第23の10 (第4条の9第2項関係)

様式第23の10 (第4条の9第2項関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

特許権の行使に支障を及ぼすおそれのある権利者に関する  
特許権行使の状況に関する報告書の提出

業 務 名		
実施事項	実施期	実施後
実施内容		
実施した年月日		
実施の理由		

注1 前件する権利の本物の権利の行使に支障がある場合については、請求権者  
を示すこと。  
注2 開展の次書は、日本国憲法第41条に基づき提出すること。

様式第23の11 (第4条の9第3項関係)

様式第23の11 (第4条の9第3項関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

特許権の行使に支障を及ぼすおそれのある権利者に関する  
特許権行使の状況に関する報告書の提出

業 務 名		
実施事項	実施期	実施後
実施内容		
実施した年月日		
実施の理由		

注 開展の次書は、日本国憲法第41条に基づき提出すること。

様式第23の12 (第4条の9第5項及び第6項関係)

様式第23の12 (第4条の9第5項及び第6項関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

特許権の行使に支障を及ぼすおそれのある権利者に関する  
特許権行使の状況に関する報告書の提出

業 務 名		
実施事項	実施期	実施後
実施内容		
実施した年月日		
実施の理由		

注 開展の次書は、日本国憲法第41条に基づき提出すること。

様式第23の13 (第4条の10第1項関係)

様式第23の13 (第4条の10第1項関係) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用) (申請書等提出用)

特許権の行使に支障を及ぼすおそれのある権利者に関する  
特許権行使の状況に関する報告書の提出

業 務 名		
実施事項	実施期	実施後
実施内容		
実施した年月日		
実施の理由		

注1 サービスの提供態様に支障を及ぼすおそれがあること、及び、当該特  
許権の行使に支障を及ぼすおそれがある権利者に関する権利行使の状況に  
ついて、「特許権」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して  
開展すること。  
注2 「サービスの内容」の欄には、利用者に開示している権利者の名称を記  
載すること。  
注3 「ウェブサイトのアドレス」の欄には、電気通信事業者の提供する電気通信  
回線の提供態様と当該の権利行使態様に係るウェブサイトのアドレスを  
記載すること。この欄は任意であり、複数のウェブサイトの提供態様を有するウェブ  
サイトのアドレスが一つである場合は、当該ウェブサイトのアドレスを他  
の権利者のウェブサイトの提供態様と異なるウェブサイトのアドレスを他  
のウェブサイトの提供態様として記載すること。  
注4 複数のウェブサイトの提供態様に係る権利行使態様を、当該ウェブ  
サイトの提供態様として記載すること。  
注5 当該サービス事業者が提供する権利行使態様に、「特許権」の項にその内容を記載す  
ること。  
注6 開展の次書は、日本国憲法第41条に基づき提出すること。

様式第23の14 (第4条の10第3項関係) (内閣府令第4号、第4号の2第1項関係)

第1表 登録情報に関する契約状況等報告書

サービス名	年	月	日	届出日
サービスの別称	事業者名	法人番号	電話番号	電子メールアドレス
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無

- 注1 サービスの登録情報に記載する内容については同様とする。なお、届出内容により変更されるサービス名を要しに訂正する場合には、その訂正の理由を、「備考事項」の欄に記載するものとする。また、届出内容に誤りがある場合は、訂正の理由を「備考事項」の欄に記載するものとする。
- 1 事業者名は、登記簿記載の名称又はその略称である。
  - 2 法人番号は、登記簿記載の法人番号である。
  - 3 電話番号は、登記簿記載の電話番号である。
  - 4 電子メールアドレスは、登記簿記載の電子メールアドレスである。
  - 5 届出の日付は、日本国憲法第98条第2項に定める法律に定める日である。

様式第23の15 (第4条の10第3項関係) (内閣府令第4号、第4号の2第1項関係)

第1表 電気事業者の登録情報に関する報告書

サービス名	年	月	日	届出日
サービスの別称	事業者名	法人番号	電話番号	電子メールアドレス
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無

- 注1 サービスの登録情報に記載する内容については同様とする。なお、届出内容により変更されるサービス名を要しに訂正する場合には、その訂正の理由を、「備考事項」の欄に記載するものとする。また、届出内容に誤りがある場合は、訂正の理由を「備考事項」の欄に記載するものとする。
- 1 事業者名は、登記簿記載の名称又はその略称である。
  - 2 法人番号は、登記簿記載の法人番号である。
  - 3 電話番号は、登記簿記載の電話番号である。
  - 4 電子メールアドレスは、登記簿記載の電子メールアドレスである。
  - 5 届出の日付は、日本国憲法第98条第2項に定める法律に定める日である。

様式第23の15 (第4条の10第3項関係) (内閣府令第4号、第4号の2第1項関係)

第1表 電気事業者の登録情報に関する報告書

サービス名	年	月	日	届出日
サービスの別称	事業者名	法人番号	電話番号	電子メールアドレス
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無

- 注1 サービスの登録情報に記載する内容については同様とする。なお、届出内容により変更されるサービス名を要しに訂正する場合には、その訂正の理由を、「備考事項」の欄に記載するものとする。また、届出内容に誤りがある場合は、訂正の理由を「備考事項」の欄に記載するものとする。
- 1 事業者名は、登記簿記載の名称又はその略称である。
  - 2 法人番号は、登記簿記載の法人番号である。
  - 3 電話番号は、登記簿記載の電話番号である。
  - 4 電子メールアドレスは、登記簿記載の電子メールアドレスである。
  - 5 届出の日付は、日本国憲法第98条第2項に定める法律に定める日である。

様式第23の16 (第4条の11関係) (内閣府令第4号、第4号の2第1項関係)

第1表 電気事業者の登録情報に関する報告書

サービス名	年	月	日	届出日
サービスの別称	事業者名	法人番号	電話番号	電子メールアドレス
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無
登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無	登録情報の変更の有無

- 注1 サービスの登録情報に記載する内容については同様とする。なお、届出内容により変更されるサービス名を要しに訂正する場合には、その訂正の理由を、「備考事項」の欄に記載するものとする。また、届出内容に誤りがある場合は、訂正の理由を「備考事項」の欄に記載するものとする。
- 1 事業者名は、登記簿記載の名称又はその略称である。
  - 2 法人番号は、登記簿記載の法人番号である。
  - 3 電話番号は、登記簿記載の電話番号である。
  - 4 電子メールアドレスは、登記簿記載の電子メールアドレスである。
  - 5 届出の日付は、日本国憲法第98条第2項に定める法律に定める日である。





様式第27の3(第7条の5関係)

電気通信事業者の届出事項

事業年度電気通信設備の増設の概要

届出事項	届出内容	年	月	日
固定電話	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号を 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号を 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			

注1 一機式アナログ電話設備、組合システム設備を除く。電気通信事業者が別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信設備を接続するインターネットプロトコル電話設備、携帯電話設備、無線移動電話設備及び回線認定番号を接続するインターネットプロトコル電話設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

注2 「回線認定番号」の欄は、事業用電気通信設備の増設に付してのみ記載すること。

注3 「インターネット番号」の欄は「インターネット」による通信の高度化、円滑化、電気通信事業者間の競争促進及び回線認定番号を接続するインターネットプロトコル電話設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

注4 各品数については、別に指定する条件(課税別、課税標準額)に基づき記載し、課税標準額等別に記載し別添資料を提出すること。また、各品数の増減額、課税標準額、税率等についてインターネット番号欄に記載し別添資料を提出すること。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27の4(第7条の6関係)

電気通信事業者の届出事項

事業年度電気通信設備の増設の概要

届出事項	届出内容	年	月	日
固定電話	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号を 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			
固定電話及び回線認定番号を 増設した回数	固定電話及び回線認定番号を 増設した回数			
回線認定番号	回線認定番号			

注1 一機式アナログ電話設備、組合システム設備を除く。電気通信事業者が別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信設備を接続するインターネットプロトコル電話設備、携帯電話設備、無線移動電話設備及び回線認定番号を接続するインターネットプロトコル電話設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

注2 「回線認定番号」の欄は、事業用電気通信設備の増設に付してのみ記載すること。

注3 「インターネット番号」の欄は「インターネット」による通信の高度化、円滑化、電気通信事業者間の競争促進及び回線認定番号を接続するインターネットプロトコル電話設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

注4 各品数については、別に指定する条件(課税別、課税標準額)に基づき記載し、課税標準額等別に記載し別添資料を提出すること。また、各品数の増減額、課税標準額、税率等についてインターネット番号欄に記載し別添資料を提出すること。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号(0B~J)/番号使用状況)

年3月31日現在

番号 区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)										合計	
	(1)うち アナログ 電話	(2)うち 総合 デジタル 通信 サービス	(3)うち IP電話	(4)うち ワイヤ レス固 定電話	(5)うち ダイヤ ルイン 番号使 用数	(6)うち 利用者 から見 えない 形で使 用され るもの の数	うち回 線認定 番号の 数	うち電 話転送 役務の 数	うち回 線認定 番号の 数	うち本 格的に 使用予 定のな いもの の数		番号休 止数
合計												

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的に0-9が予想される番号区画の有無(はあり(番号区画) )

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

注2 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に限り記載すること。

注3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から回線認定役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に行なうものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

注4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線認定数を超えて最終利用者に行なっている電気通信番号の数を記載すること。

注5 「うち利用者から見えない形で使用されるもの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。

注6 「うち回線認定番号」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、回線認定役務により他の電気通信事業者が提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

注7 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

注8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に行なっていないもの数から番号休止数を除いたもの数を記載すること。

注9 「うち本格的に使用予定のないもの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、本格的に付与しないもの数を記載すること。

注10 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与していないもの数を記載すること。

注11 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

注12 番号区画ごとの番号使用状況については、報告年度の期首における西暦年数25の倍数の年以外である場合は、記載を省略することができる。

注13 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- 電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第20条の3第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- 当該電気通信事業者の法人番号
- 当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- 電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第1号に掲げるEBSを除く。)の種別

注14 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表  
電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号(0AB~J以外)/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	番号使用数		番号未使用数		番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
	うち卸提供数	うち回線提供数	うち回線提供数	うち永続的に使用予定のないものの数			
合計							

【注】 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

- 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役割電話番号(0120)」、「付加的役割電話番号(0170)」、「付加的役割電話番号(0180)」、「付加的役割電話番号(0570)」、「付加的役割電話番号(0800)」、「付加的役割電話番号(0990)」、「データ伝送専用電話番号(0200)」、「音声伝送専用電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(910E)」を記載すること。
- 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。
- 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
- 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないもの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
- 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の同意取得等の観点から付与していないものの数を記載すること。
- 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する当該電気通信番号の数を記載すること。
- 報告者は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
  - 電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定を受けた者を含む。)の氏名又は名称
  - 当該電気通信事業者の法人番号
  - 当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
  - 電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるDNSを除く。)の種別
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

第3表  
電気通信番号の使用に関する報告  
(番号ポータビリティ実施状況)

年4月1日から  
年3月31日まで

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポータイン数	番号ポータビリティに係るポータアウト数		
		うち卸電気通信事業者により他の電気通信事業者に提供した音声伝送専用電話番号のポータアウト数	うち回線提供によるポータアウト数	うちインターネットで手続した数
		うち対面で手続した数	うち電話で手続した数	うちインターネットで手続した数

【注】 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、又は同表第4号に掲げる音声伝送専用電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

- 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」又は「音声伝送専用電話番号(070/080/090)」を記載すること。
  - 「番号ポータビリティに係るポータイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に変更した数を記載すること。
  - 「番号ポータビリティに係るポータアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に変更した数を記載すること。
  - 注3及び注4について、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポータイン数及び番号ポータビリティに係るポータアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポータイン数及び番号ポータビリティに係るポータアウト数として含めること。
- 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送専用電話番号(070/080/090)」の場合は、「うち卸電気通信事業者により他の電気通信事業者に提供した音声伝送専用電話番号のポータアウト数を除いた数」の欄に記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポータアウトの手続方法ごとのポータアウト数を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。



様式第28の4(第8条関係) 電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定/番号使用開始)

事業年度 年 月 末日現在  
法人番号

電気通信番号の種類	電気通信番号の使用開始の時期	番号の使用状況		備考
		番号の使用数	番号の使用率	
合計				

- 「電気通信番号の種類」の欄は、「固定電話番号(100～2)」、「1000位の電話番号(1000)」、「10000位の電話番号(10000)」、「100000位の電話番号(100000)」、「1000000位の電話番号(1000000)」、「10000000位の電話番号(10000000)」、「100000000位の電話番号(100000000)」、「1000000000位の電話番号(1000000000)」、「10000000000位の電話番号(10000000000)」、「100000000000位の電話番号(100000000000)」、「1000000000000位の電話番号(1000000000000)」、「10000000000000位の電話番号(10000000000000)」、「100000000000000位の電話番号(100000000000000)」、「1000000000000000位の電話番号(1000000000000000)」、「10000000000000000位の電話番号(10000000000000000)」、「100000000000000000位の電話番号(100000000000000000)」、「1000000000000000000位の電話番号(1000000000000000000)」、「10000000000000000000位の電話番号(10000000000000000000)」を記載すること。
- 「電気通信番号の使用開始の時期」の欄は、固定電話番号使用開始時点を示し、また認定した年月日を記載すること。
- 「番号の使用数」の欄は、最終利用者に付与されている電気通信番号(最終利用業者から電気通信番号の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に対するもの)の数を、10進法で記載すること。
- 「番号の使用率」の欄は、「番号の使用数」のうち、認定された電気通信番号の使用開始時に電気通信番号が使用可能となったものを記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 附則第11条の規定を適用し、認定された年月日に基づいて記載する。
- 「電気通信番号の使用開始の時期」を認定した電気通信事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。1)の電気通信事業者又は事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。2)の電気通信事業者又は事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。3)の電気通信事業者又は事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。
- 同様の大きさで、日本企業情報A欄を記載すること。

様式第29(第9条関係) 電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定/番号使用開始)

事業年度 年 月 末日現在  
法人番号

電気通信番号の種類	番号の使用数	番号の使用率	備考
1. 固定電話番号	10000000000000000000	100%	
2. 10000000000000000000位の電話番号	10000000000000000000	100%	
3. 100000000000000000000位の電話番号	100000000000000000000	100%	
4. 1000000000000000000000位の電話番号	1000000000000000000000	100%	
5. 10000000000000000000000位の電話番号	10000000000000000000000	100%	
6. 100000000000000000000000位の電話番号	100000000000000000000000	100%	
7. 1000000000000000000000000位の電話番号	1000000000000000000000000	100%	
8. 10000000000000000000000000位の電話番号	10000000000000000000000000	100%	
合計			

- 「電気通信番号の種類」の欄は、「固定電話番号(100～2)」、「1000位の電話番号(1000)」、「10000位の電話番号(10000)」、「100000位の電話番号(100000)」、「1000000位の電話番号(1000000)」、「10000000位の電話番号(10000000)」、「100000000位の電話番号(100000000)」、「1000000000位の電話番号(1000000000)」、「10000000000位の電話番号(10000000000)」、「100000000000位の電話番号(100000000000)」、「1000000000000位の電話番号(1000000000000)」、「10000000000000位の電話番号(10000000000000)」、「100000000000000位の電話番号(100000000000000)」、「1000000000000000位の電話番号(1000000000000000)」、「10000000000000000位の電話番号(10000000000000000)」、「100000000000000000位の電話番号(100000000000000000)」、「1000000000000000000位の電話番号(1000000000000000000)」、「10000000000000000000位の電話番号(10000000000000000000)」を記載すること。
- 「番号の使用数」の欄は、最終利用者に付与されている電気通信番号(最終利用業者から電気通信番号の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に対するもの)の数を、10進法で記載すること。
- 「番号の使用率」の欄は、「番号の使用数」のうち、認定された電気通信番号の使用開始時に電気通信番号が使用可能となったものを記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 附則第11条の規定を適用し、認定された年月日に基づいて記載する。
- 「電気通信番号の使用開始の時期」を認定した電気通信事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。1)の電気通信事業者又は事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。2)の電気通信事業者又は事業者が電気通信事業者法第39条の2第1項の規定の適用を受けた者を行う。
- 同様の大きさで、日本企業情報A欄を記載すること。